

特約条項《抜粋》

別表（手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率）

手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率は、次のとおりとします。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除きます。受容者に限ります。）	10倍
乳房	2 乳房切断術	40倍
	3 乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4 頭蓋骨観血手術（5又は6に該当する手術を除きます。）	20倍
	5 鼻骨観血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除きます。）	20倍
	7 脊椎観血手術	20倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍
	9 鎮骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除きます。）	20倍
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限ります。）	20倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除きます。）	10倍
	13 骨移植術（受容者に限ります。）	10倍
	14 骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除きます。）	10倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除きます。）	10倍
	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
呼吸器 ・胸部	17 喉頭全摘除術	40倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍
	20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍
	21 胸郭形成術	20倍
	22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限ります。）	40倍
	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
循環器	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除きます。）	20倍
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍
	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・頸下腺腫瘍摘出術	10倍
消化器 ・腹部	31 食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
	32 その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	33 胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
	34 その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	35 肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
	36 その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	37 胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍

	38 膵臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	39 脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	40 腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術（受容者に限ります。）	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	49 尿道形成術（経尿道的操作を除きます。）	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限ります。54、55又は56に該当する手術を除きます。）	20倍
	58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除きます。）	10倍
	59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膀胱観血手術	10倍
	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
内分泌器	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限ります。）	40倍
神経	66 神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除きます。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
	69 涙小管形成術	10倍
視器	70 涙囊鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜囊形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍

	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物摘出術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上照射を受けた場合に限ります。）	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含みます。）	20倍
	93 その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除きます。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍

(1) 手術には、穿刺、抜釘又は抜糸の操作を含みません。

(2) 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。

(3) 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。

(4) 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。

(5) 1つの手術を受けた場合で、その手術が2つ以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいづれか1つの手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物摘出術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。

(6) 82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、1つの不慮の事故等又は1つの疾病による入院に係るものについては、1回の支払を限度とします。

※ 疾病傷害特約において支払対象となる手術は、次のとおりとします。

- 1 頭蓋腔を露出した状態で、頭蓋腔に操作を加えるもの
- 2 胸腔を露出した状態で、胸腔内に操作を加えるもの
- 3 腹腔又は骨盤腔を露出した状態で、腹腔内又は骨盤腔内に操作を加えるもので、次に掲げる以外のもの
 - (1) 前立腺、尿道、膀胱及び尿管に操作を加えるもので経尿道的に行なうもの
 - (2) 膀胱及び子宮壁に操作を加えるもので経膣的に行なうもの
 - (3) 肛門及び直腸壁に操作を加えるもので経肛門的に行なうもの
- 4 肋骨、胸骨、椎骨若しくは骨盤の切除若しくはゆ合のために行なう観血手術又は脊柱管内に操作を加える観血手術
- 5 目、耳又は頸に操作を加えるもので、次に掲げるもの
 - (1) 眼球全摘除術（眼球内容除去術を含みます。）
 - (2) 鼓室形成術、内耳全摘除術、乳様突起開放術又は迷路開窓術

(3) 下顎骨離断術

- 6 上肢を腕関節以上で、又は下肢を足関節以上で離断するもの
- 7 悪性新生物を摘出するもので、6に該当しないもの

備考

- [1] 頭蓋腔とは、後頭骨、蝶形骨、側頭骨、頭頂骨及び前頭骨によって形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳突洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- [2] 胸腔とは、胸椎、肋骨、胸骨及び胸壁筋により形成される胸郭腔をいい、第一肋骨、胸骨柄及び第一胸椎上縁を結ぶ面を上界とし、横隔膜を下界とします。
- [3] 腹腔とは、前腹筋、後腹筋、腰椎、胸椎及び腸骨翼により形成される腔をいい、横隔膜を上界とし、仙骨岬角、腸骨弓状線、恥骨櫛及び恥骨結合を結ぶ面を下界とします。
- [4] 骨盤腔とは、恥骨、坑骨、腸骨体、仙骨、尾骨、尿生殖隔膜及び骨盤隔膜により形成される腔をいい、仙骨岬角、腸骨弓状線、恥骨櫛及び恥骨結合を結ぶ面を上界とします。
- [5] 眼球内容除去術とは、強膜のみを残し、眼球の内容の全部を除去するものをいいます。